

世田谷区告示第587号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和8年8月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 下馬訪問看護ステーション
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区下馬六丁目23番13号アーバンテラス下馬107
- 3 事業者の名称 有限会社ハート・21
- 4 廃止届受理年月日 令和8年8月3日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援